

十八女町のみなさんへ

2021. 2. 9

湯浅恵次

090 - 7575 - 1994

市には「近所の犬、猫の糞や尿、におい、鳴き声で困っている」等の苦情が多く寄せられています。十八女町にもあてはまることです。犬の糞の後始末は飼い主の責任です。ビニール袋などを持っていき、フンは必ず持ち帰り適正に処理しましょう。

【犬の飼い主の方へ】

1. 犬を散歩するときは、リードをつけましょう。
2. 散歩のときは、ビニール袋などを持っていき、フンは必ず持ち帰り、適正に処理しましょう。
3. 飼育場所も清潔に保ちましょう。フンや抜け毛の始末も行い、近所の迷惑にならないようにしましょう。

【猫の飼い主の方へ】

1. 猫はできるだけ室内で飼いましょう。
2. どうしても外へでしてしまう猫については、自宅にトイレを設置し、室内でフンをさせるようにしましょう。
3. 飼育場所も清潔に保ちましょう。フンや抜け毛の始末も行い、近所の迷惑にならないようにしましょう。

【犬や猫を飼っていない方も】

飼い主不明な犬や猫に無責任にエサを与えないでください。エサを与えるのであれば、飼い主としての責任をもってください。

【犬フンでお困りの方は】

市では、犬フン被害防止啓発看板を無料で配布しています。配布をご希望される方は、環境保全課窓口へお越しください。なお、看板を設置する場合は、以下の点にご注意ください。

1. 看板はご自身が所有または管理する場所に設置してください。
2. 上記場所以外に設置する場合は、必ずその場所を所有または管理する方の許可を得てください。
3. 設置後は風に飛ばされることや他人に危険が及ぶことがないよう適正な維持管理をお願いします。

犬や猫を飼うときは、マナーやルールを守って、家族の一員として大切に育ててください。

お問い合わせ

市民部 環境保全課

TEL:0884-22-3413 FAX:0884-22-0727 E-Mail:kankyoku@anan.i-tokushima.jp